

第5期 第3回自治基本条例推進委員会 会議録（概要）

名称	第5期 第3回自治基本条例推進委員会
開催日時	令和2年11月20日（金） 午後7時00分～午後9時00分
開催場所	阪南市役所 3階全員協議会室
出席者	【推進委員】新川委員、壬生委員、福岡委員、田中委員、戸口委員 今井委員、田邊委員、木村委員、大和田委員 9人出席 【市】 地域まちづくり支援課 戸崎課長、川口課長代理、岩下総括主事、枇榔主事
傍聴人数	0人
議題	1. 協働の指針 部会の検討まとめについて 2. その他
資料	○資料1 協働の指針 検討部会まとめ ○資料2 市民協働推進委員会の委員の皆様からのご意見 ○参考資料1 協働の指針について ○参考資料2 検討詳細 ○参考資料3 委員名簿
会議	<p>【協働の指針 部会の検討まとめについて】</p> <p>委員長 このコロナ禍や様々な社会の問題が厳しい形で表れてきている。国も都道府県も市も対策を あいさつ 取っているが、子どもたちの暮らしやお年寄りの見守りについても、社会の一番弱いところ にコロナの影響がでている。災害災厄があると、弱い所にしわ寄せがたくさん出ているとい う事をたくさん見ているという状況にある。 そのような社会を少しでも良くしていこうというのが市の役割であり、自治の基本のあり方 いわば市民の福祉を全体的に底上げをしていくという自治基本条例の狙いでもある。それ により具体的に方向づけ、実際に多くの困りごとを解決していく。その大事な手掛かりがこの 協働という事になる。 これまで指針については、部会で熱心に議論をおこなっていただいた。本日は、その指針の 取りまとめができてきたという段階。各委員しっかり議論いただき、より良い協働の指針の 取りまとめができればと思う。</p> <p>事務局 協働の指針 部会の検討まとめについて、資料1、資料2に基づき、協働の指針の策定を 行っていく背景やこれまでの議論の進捗について、事務局より説明。 各項目についての、詳細な検討まとめについては、部会長(副委員長)より説明。</p> <p>（推進委員からの意見、質疑・応答）</p> <p>委員長 今回、新たに6章、7章について議論いただいた結果の報告を受けたところ。また、前回の 推進委員会からの意見も踏まえ検討いただいている。 全体像が見えてきたのでどの観点からでも結構なので、各委員からご意見やご質問等いただ ければ。また、部会員については、先ほどの部会長からの報告に加え、趣旨の説明や強調し たい部分があれば追加でご意見を頂ければ。</p> <p>委員 資料1の13Pについて、私は「関りの程度」を「活動の領域」と変換した。ネットで調べ たら他市では活動の領域と記載されており、分かりやすい。関りの程度は少しやわらかい感 じがし、活動の領域の方が少し強い感じがして分かりやすいと思う。関りと領域なら強弱が 違うと感じる。</p> <p>副委員長 部会でもこの図については、多くのご指摘を頂いていた。手法だけ記載しても、どのような (部会長) 場面でその手法を使うのかイメージが湧かなければ良くないと思い、見えやすくするため、 図を記載したところ。 しかし、この図が分かりにくいのであれば、削除したり修正するなど分かりやすくしてい きたい。</p> <p>事務局 前回の部会では、この図には領域の枠があったが、推進委員会に向け修正したところ。この 図で示している部分は、すべて協働の手法を示している。一番右側には見えていないが、行 政だけが主体的に行う部分と、反対側には市民だけが主体的に行う部分がある。これらの部 分には、協働の手法は用いられないため、何も記載しないこととなる。 それらの枠を含め、斜めに網掛けを行い領域で示すと、行政だけが主体的に行う部分はす べて網掛け（着色）となり、反対に市民だけが主体的に行う部分はすべて網掛けにはかから ない。その間の3つの枠部分が協働の領域となりその関りの度合いが斜めに分かれているとい うところ。 タイトルでは協働の手法について述べているため、両端の部分には協働の手法が無いため、 手法だけに的を絞ってこのような図にしている。</p>

委員長	<p>元々この図は、市民と行政の役割分担や、その中で協働という事について市民が何をどこまで行うのか。行政が何をどこまでとするときに、図式的に市民と行政を両端に置き長方形を作り、それを斜めに区分して、市民が中心に行くこと、行政が中心に行くことを分けた図。協働の具体的な事例の中で、市民と行政がどのように関わって作っていくのかを考える時にその背景にはなるが、実際の事業をどのように構成していくのかという図にはあまり向いていない。そのあたり1枚の絵になにもかも入れようとするのは無理があると思う。なので、全体的な市民と行政の役割分担の図と、もう一方では協働事業の事例のようなもの。例えば、市民と行政がどのように関わるのかという時に、市民がどのような責任や役割分担をし、行政がどのような責任や役割分担をしていくのかという例が出てくる方が自然という感じがする。この辺りは再度部会で議論をお願いする。</p> <p>特にこの斜めの図を書こうとすると無理が出てくるのは、やはり市民活動×市民活動や市民×市民というのが役割分担をしようという時に、本当にどのような斜め図を書けるのかと言われると困るような感じがする。</p> <p>ここでは幸い比較的役割分担を行いやすい主体を取り上げているため、図にしてもよくわかるのだが、自治会とNPO法人が協働をするとなった時に、その協働というものが、一体どんな協働が成り立っているのかをしっかりと記載してあげないとこの役割分担図では中々表れてこないと思う。そうすると図の下にそれぞれのこんな協働の活動がある。それをどのように頑張っていくという事があれば分かりやすいかもしれない。</p>
委員	<p>自治会がどのような形で具体的に協働に参加してくのか。今行っていることと言えば、美化活動や回覧板を回すこと。実際、協働して動くとなれば具体的にどのように行政と関わっていくのか、あるいは行政が自治会そのものをどのような位置づけにしていこうとしているのかをまだ理解できていない。できるだけ自治会も住民のために活動できることを小さいことでもいいので、進めているところだがあまり成果が表れていない。</p> <p>今後、行政にも協働活動を行うにあたりどのような要請をするのか、どのような要望を受けて行うのか、具体的な事を教えてもらえるとありがたい。</p>
委員長	<p>自治会の位置付けについては、協働の指針の中においても最初のところからご議論いただいていたところ。その中で、市民の重要な活動の柱のひとつとして自治会を位置付けており、今後、阪南市の自治やまちづくりの担い手として活動をしていただく。むしろ、いろんな団体や行政も含めてお互いに力を出し合い協力しながら進めていこうということを理想として考えている。</p> <p>ただ、今のところは一方的な関係が多いのでそれをどう乗り越えていくか。指針の手法の様に対等な協力関係の中で両方が得をするような関係性をどのように構築していくのが協働の手法の重要なポイント。そのために、協働の原則を踏まえながら行政の委託というようなものでも単に下請けの委託、受託の関係だけでなく、住民と行政がお互いの立場を理解した上で、最後は市民のためになるという観点で協力していく。あるいは、その関係をどのように作っていくか。というのが協働の指針の狙いというように考えてもらえれば。なかなか理想まではいかないが、そこに近づいていこうという事も指針の狙いでもある。</p>
委員	<p>資料2の意見の中で、自治会の部分について多く意見があるが、6Pの自治会ではなく地縁団体の方がとの意見があり、確かに老人会や婦人会も活動していると思う。ただ、自治会という表現が分かりやすいため難しい部分だと思った。</p>
委員長	<p>自治会とその他に様々な団体を一緒に入れておくという事もできるかと思うが。</p>
委員	<p>確かに地縁団体となれば、何が入るのかとなるが、自治会が一番の代表だと思うため、自治会で良いと思う。地縁団体は、分かりにくい。</p>
委員	<p>自治会の中に老人会や子ども会なども含まれていると思う。</p>
委員	<p>参考資料2の5Pの図について、市民が軸になる話だと思うため、太文字にして市民を一番上に移動させ左に自治会、更にその左に市民公益活動団体を配置。また、NPO法人と学校、行政と議会の位置をそれぞれ入れ替えると、協働の文字を挟んで13Pに記載の協働の手法例のパターンと同じ配置になる。これの方が分かりやすいのではないかと思います。</p>
委員長	<p>再度部会に戻して、部会で今日の議論を整理して答申案の最終を作成していただくため、このご意見も踏まえ、修正の検討を行っていただきたい。</p>
委員	<p>13Pのパターンで行政が支援は、市民が主体で行政が支援、市民が支援は、行政が主体で市民が支援するという。真ん中の両方が主体という部分について、両方が主体となるのは難しいのでは。どちらかがメインでどちらかがサブにならないと、世の中上手くいかないような気がしており、この表現はどうかという思いがある。</p>
委員長	<p>一般的に協働というのは、複数の担い手がおり、その担い手の間で約束事をする。その約束事というのは複数の人が関わるため共通の目的を立て、その目的に合意をして両方が一緒に働いていくというイメージ。会社でいうとジョイントベンチャー（JV）を組むというのがあるが、そのイメージに近いと思っていただければ。</p> <p>JVを組んで建設事業を進めるという大きな目標があり、そのためにそれぞれ参画する企業がお金や人や技術を出したりするというイメージで考えて頂ければよいかと。その事業を引っ張っていく中心が複数あるということではなく、共通の目的がある時に成り立つのが協働という風に考えて頂ければ。</p>
委員	<p>ということは得意な事のすみ分けというような考えと思えば良いか。</p>

委員長	そのとおり。役割分担と考えて頂ければよいと思われる。組織というのは、様々な主体がそれぞれ役割分担をして、それが力を合わせて最終的に大きな目的を達成できるというイメージが協働の中にあると思われる。 例えば、実行委員会だと、実行委員会が何を指すのかという目的があり、ようやくみんながそこに入ってきて力を合わせられる。その力の合わせ方は、そこに入って来るそれぞれの得意な事を合わせる。行政なら行政の得意なことがあり市民は市民の得意なことがあるため、それを合わせて目的の達成を目指すということ。
委員	13Pの所で真ん中の両方が主体とあるが、これを両方で支援とすればどうか。
委員長	考え方とすればその通りだと思う。 言葉が少し日本語の理解とここで使っている「支援」や「主体」の意味がずれているところがあるため、ここあたりは再度部会で、もう少し分かりやすい形に整理をしていただければ。
副委員長 (部会長)	再度、ご意見踏まえ部会で検討を行うこととする。
委員長	協働の関係に入るときには様々な担い手が協力しないといけない。その担い手がそれぞれ支援のカタチで入っていったり、協力のカタチで入っていったりというような関係を作っていくことになる。その担い手の関係の仕方をどういう表現をすると一番理解していただきやすいかという事だと思う。その辺りも部会で工夫をしていただければ。
委員長	前回のご議論いただいたところの協働の原則のところ、協働推進委員会の委員の皆様から透明性や公開性を入れてはというご意見もあるが、このあたり関連してご意見あれば、すぐに、ご意見等難しいようなので、こちらでもまた部会で検討をお願いします。
事務局	協働推進委員会の委員の皆様からのご意見の中で、市民の定義の中において、事業所や活動団体についても規定されているが、加えて別に事業者や市民公益活動団体という定義がされており、定義が重複しているのでは。というご意見がありますが、この辺りについて、変更を行うとなると全体的に指針の文言等を見直しをする必要があるが、この辺りは、いかがか。
委員長	市民の定義に何がどこまで含まれるのかという議論があるが、協働に担い手・パートナーとしてどういう担い手等を想定しているのかが明確になれば良いので、その中で市民が様々な活動にすべて関わっていることは間違いないことから、それらを分けたり、一緒にしたり、並べるといふ議論は必要ないと考え。 その他、事務局として気になる部分はあるか。
事務局	事務局としては、協働推進委員会の委員の皆様から意見を頂戴しているため、その返事や回答を行う必要があり、その部分についても推進委員会で議論いただければ。
委員長	協働推進委員会の委員の皆様からの意見については、基本的な定義の部分については先ほどのような考え方で整理していただければ。その他のご意見については、内容の文言を工夫することで私たちが考える方向付けとさほど変わらない内容だと思うので、そのあたりも部会で一度整理をしていただければ。
委員	自治会の現状の所で、「自分たちのまちは自分たちで」というのは、自治会に温度差があると思う。自分の住んでいる地域の自治会はかなり主体的に活動しており、活動の拠点となる住民センターも空きがないくらいで当てはまると思うが、逆に活動されていない自治会については、なかなか難しい内容になっており、ご意見のとおり行政から投げられたと感じる自治会もあるかもしれない。
委員	市の方も市民から立ち上がってほしいとの思いがあるはず。地域によって違いがあるが、どの地域も主体的に活動してほしいと思う。でなければ、市からあれやってこれやってとなると、今の時代を乗り切れないと思うため、まとめて記載のとおり言葉でいいのでは。
委員	1Pの市民活動センターが市民公益活動団体を専ら支援するというご意見は、確かにそのように受け取れると思う。
委員	実際に活動センターに行けば、ボランティア団体も登録することで、部屋の利用をすることができる。
副委員長 (部会長)	1Pの文章の書き方を見直し全体的に調整を行うような形で対応をしたい。確かにこれだけだと間違った認識で捉えられる可能性があるため、今の指摘も含め再度部会で議論を行うようにする。
委員長	その他ご意見等無ければ、本日の会議はこれをもって終了とさせていただきます。また、各委員においては、今日色々出てきたご意見や、検討部会のまとめを見て頂き、思いついたことなどあれば、事務局へ伝えて頂くようお願いする。 それでは、本日は、検討のまとめについて、細かな所や大枠の所様々な意見をいただいた。少し事務局でまとめたくうえで、再度部会での議論を進めて頂ければ。
【その他】	
事務局	次回の検討部会の開催、自治基本条例推進委員会の開催について説明。
委員長	部会で最終答申に向けた案を作成いただき、その後、推進委員会を開催し最終案の審議を行うという手順で今後進めさせていただいても、よいか。 各委員 了承。
委員長	それでは、本日の案件はすべて終了いたしましたので、本日の推進委員会は終了します。